

耐震診断・耐震補強をして 地震に強い住宅にしましよう

昨年の3月に発生した「東日本大震災」「長野県北部地震」は、私たちの記憶に新しく、今後想定される地震災害は富士見町防災計画に示されたとおり、「糸魚川—静岡構造線上で発生した場合、マグニチュード8・0」とされ、建築物被害の他、人的被害も甚大であると予想されています。



平成7年(1995)1月17日の阪神・淡路大震災では、10万棟を超える家屋が全壊し、6,400人を超える尊い命が犠牲になりました。犠牲者の大部分は家屋の倒壊等による圧死でした。

耐震改修事業の対象となる住宅

耐震改修事業の対象となる住宅(昭和56年5月31日以前に着工のもの)

※昭和56年(1981)に制定された「新耐震基準」以前に建てられた住宅の多くは、構造や工法の違いにかかわらず、耐震性が不十分といわれています。

耐震診断(無料)

※診断士が設計図や目視等によって壁の強さ、バランス、接合部の状況、劣化状況等を調査・検査し耐震性について確認するものです。



耐震補強工事(補助あり) ※対象工事費の1/2:限度額60万円

「住宅耐震診断・補強工事補助」と「住宅リフォーム補助」については、建設課都市計画管理係 ☎62-9217 へお尋ねください。

富士見町住宅リフォーム補助制度を拡充しました!

町では4月1日より町民が町内業者を利用し住宅リフォームを行う方に、費用の一部を町が補助する制度を行ってきましたが、より身近なリフォームにも利用していただこうと、対象工事費及び補助金額を変更しました。

◆変更内容

(補助対象工事費) 50万円以上 → 10万円以上に!
(補助金額) 補助対象工事費の5% → 10%に!

《補助対象者》 ①町内に住民登録若しくは外国人登録され、居住している又は居住しようとする方(ただし、補助金実績報告時に住民登録若しくは外国人登録されている場合)。
②町税等を滞納していない方。

《対象住宅》 対象者が町内に所有し、居住又は居住しようとする個人住宅部分。

《補助対象工事》 平成23年4月1日以降の工事で、工事に要する費用が10万円以上、施工業者は町内業者に限ります。

《補助金額》 補助対象工事費の10%で千円未満は切捨て。上限10万円。

《申込み手続き》 補助金を受けるには、リフォーム工事施工前に富士見町住宅リフォーム補助金交付申請書を提出してください。

